指摘事項及び指導事項の措置状況報告書

課名等　施設整備課

監査実施期日：令和5年6月26日
監査結果報告：令和5年7月3日

指摘事項及び指導事項	措置状況
1　予算執行関係 ・　特になし。	
2　服務関係 ・　時間外命令簿において，週休振替時の時間外勤務手当について，週休日の振替によって勤務することとなる日は，正規の勤務時間が割り振られた日となるが，時間外命令簿は125/100ではなく135/100に記載されていたので，確認の上，必要な措置を講じられたい（R4）。	・時間外命令簿の誤りを訂正し，職員へ周知しました。 ・時間外勤務手当の実支給について確認を行い，返納を行います。 職員へ周知し，以後適正に執行します。
3　文書管理関係 ・　特になし。	
4　契約関係 ・　大崎広域新斎場建設用地内の保全管理等業務（前期）（後期）において，「消費税に関する届出書」「管理技術者等通知書」の提出がなかった。提出書類の確認について，適正に事務処理されたい。また請書での対応も可能であることから併せて検討されたい（R4）。	・補完，訂正し，職員へ周知しました。 ・書類を受理する際には，十分確認し，不備がある場合は業者側に補完を依頼します。また，組合契約規則を鑑み請書の作成も今後検討します。
5　備品・財産管理関係 ・　特になし。	

※　措置状況は，指摘及び指導後早期に改善措置を講じ報告すること。